

二重計量事例の判明を踏まえた今後の対応について

1. 二重計量の可能性があるお客さまの全数調査

今月より、二重計量になる可能性があるお客さまの全数について調査を実施し、結果について経済産業省東北経済産業局へ報告いたします。

(1) 調査対象

深夜電力、時間帯別電灯(深夜電力分を別計量している場合)、融雪用電力および農事用電力の各契約全数(約25万件)

(2) 調査方法

使用電力量比較による点検

調査対象となる契約の全数について、過去1年間の月間使用電力量(平成21年11月分~平成22年10月分)を同一需要場所の他の契約(電灯、動力等)の月間使用電力量と比較し、二重計量の可能性があるお客さまを抽出いたします。

深夜電力等、調査対象契約の月間使用電力量が、同一月の他の契約(電灯、動力等)の月間使用電力量を上回る月がある場合は二重計量になっていないと判断できます。

現地調査による点検・確認

上記の使用電力量比較により、現地調査が必要と判断されたお客さま(約10万件と想定)について、以下の通り点検・確認を実施いたします。

- ・過去の調査書類(配線の接続個所が特定できる写真等)が残っているお客さまは、当該書類をもとに点検を実施
- ・過去の調査書類が残っていないお客さまについては、当社社員が現地でチェック票に基づき配線確認を実施。配線の接続個所を特定して記録写真を撮影
- ・書類点検結果および現地点検結果(チェック票、記録写真等)をとりまとめ、管理職による最終確認を実施

(3) 調査期間

[現地調査] 平成22年12月~平成23年12月末まで

[管理職による確認] 平成24年2月末まで

2. 再発防止対策

現在、継続的に実施している再発防止対策について、関係個所に対し再度、周知徹底を図ってまいります。(以下、再発防止対策の抜粋)

当社社員、電気工事会社および竣工検査の委託先に対する二重計量の再発防止を目的とした周知、教育の継続実施

新增設工事や計器工事の施工時および竣工検査時における配線チェックの強化(二重計量に関するチェック項目を追加した「工事完了点検報告書」等を活用)

深夜電力、時間帯別電灯(深夜電力分を別計量している場合)、融雪用電力、農事用電力といった二重計量になる可能性がある契約のお客さまに新增設や契約容量等の変更があった場合、その後1年間、これらの契約の月間使用電力量と同一需要場所における他の契約(電灯、動力等)の月間使用電力量を比較し、二重計量の可能性のあるお客さまを抽出したうえで現地調査を実施

以上